

(案)

番 号
年月日

文部科学大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原子力研究所東海研究所の原子炉の設置変更 [N S R R 原子炉施設の変
更] について (答申)

平成 1 5 年 1 月 2 9 日 付 け 1 4 諸 文 科 科 第 3 3 9 6 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 標 記 の
件 に 係 る 核 原 料 物 質 、 核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 の 規 制 に 関 す る 法 律 第 2 6 条 第 4 項 に お
い て 準 用 す る 同 法 第 2 4 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 (経 理 的 基 礎 に 係 る 部 分
に 限 る 。) に 規 定 す る 許 可 の 基 準 の 適 用 に つ い て は 妥 当 な も の と 認 め る 。